

公益社団法人 広島ビルメンテナンス協会定款

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人広島ビルメンテナンス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島県広島市に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、広島県においてビルメンテナンスに関する専門的知識と技能の進歩向上を図るとともに、環境整備時代における社会情勢に対処するため、ビルメンテナンス業の健全な育成発展に努め、連帯意識に基づく活動を積極的に推進し、ビルにおける衛生的で健康且つ、快適なる生活環境条件の保持増進に寄与貢献し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ビルメンテナンスに関する調査研究
- (2) ビルメンテナンスに関する知識の向上と啓発普及
- (3) ビルメンテナンスに関する教育及び研修
- (4) ビルメンテナンス業への高齢者、障害者等の就労弱者の受入支援
- (5) ビルメンテナンス業の健全な育成及び会員の福利増進
- (6) ビルメンテナンスに関する統計資料の作成、収集及び情報の交換並びに刊行物の発行
- (7) 建築物の維持管理に関する総合業務の相談及び指導援助
- (8) ビルメンテナンスに関する関係行政機関の施策及び関係団体の活動に対する協力
- (9) その他、この法人の目的達成に必要な事業

第三章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した法人。
ただし、広島県の区域において2年以上ビルメンテナンス業を営んでいる者とする。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 この法人の正会員は、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の正会員資格を併せ持つものとする。
- 4 賛助会員については、総会の決議により別に定めるところに従うものとする。

(正会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書に理事会において別に定める書類を添えて会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会で別に定める基準に基づき、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が入会申込者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。ただし、総会は議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(正会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会の決議があったとき。
- (3) 当該正会員が解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 既に納入した会費、入会金その他会員としての義務に基づき拠出した金品は、理由のいかんを問わずこれを一切返還しない。

第四章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年5月末までに開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会議の目的たる事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者

の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として決議を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 会長、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第五章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上13名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長とするとともに、必要に応じて専務理事1名を置く。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。

4 会長及び副会長又は専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(名誉会長、相談役及び顧問)

- 第28条 この法人に、名誉会長、相談役及び顧問（以下「名誉会長等」という。）を置くことができる。
- 2 名誉会長等は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長等は、会長の諮問に応じ、又は理事会において意見を述べるることができる。
 - 4 名誉会長等は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第六章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 総会に付議すべき事項の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
 - (5) その他法令に定める業務

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事会を招集しなければならない。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するには、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を予め理事に送付しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く、3分の2以上の理事が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び理事の中から選出された議事録署名人2名並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第七章 委員会等

(委員会等)

- 第35条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会又は部会を設置することができる。
- 2 委員会又は部会の任務、構成、運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第八章 事務局

(事務局)

- 第36条 この法人に事務局を置く。事務局に事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 2 事務局長その他の職員は、理事会の議決を経て会長が任免する。
 - 3 事務局の管理運営等に関する事項は、理事会において別に定める。

第九章 資産及び会計

(財産の種別)

- 第37条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 寄付を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱については、理事会の決議により別に定める寄付金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

- 第38条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
 - 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(事業年度)

- 第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に報告し、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第十章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第十一章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第十二章 補 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、

理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、中野信博とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成29年5月22日）

- 1 定款第37条から第48条までの改正後の規定は、平成29年5月22日から施行する。

附 則（平成30年5月28日）

- 1 定款第47条の改正後の規定は、平成30年5月28日から施行する。